

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
キングランリニューアル株式会社	東京都千代田区 神田小川町 1-1	1-027307

注）建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可，「2-」は茨城県知事許可，
「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資
格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 7 年 4 月 1 7 日～令和 7 年 6 月 1 6 日（2 ヶ月間）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

キングランリニューアル(株)は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第 1 条の 2 に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。
当該事実が建設業法第 28 条第 1 項第 6 号に該当するとして、国土交通省関東地方整備局から令和 6 年 12 月 3 日付けで指示処分を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 14 号アに該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（建設業法違反行為） 14 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、 同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき <u>ア 指示処分を受けたとき。</u> イ（略）	<u>当該認定をした日から</u> <u>2 ヶ月以上 6 ヶ月以内</u>

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（直通）